

Ⅲ 長期プラン

1 第2次再整備プランの進捗状況について

長期プランとして位置づけた公共施設についても、個別に検討が進められています。検討の進捗等によって、第3次再整備プランにおける短期プランの事業への移行も行いました。

表Ⅲ－１－１ 第2次再整備プランにおける長期プランの進捗状況

	施設種類	進捗状況等
(1)	市民センター	「鶴沼市民センター」については、老朽化が進み手狭な状況でもあることから、鶴沼海岸駅自転車等駐車場の敷地の活用も視野に入れ再整備を検討する予定があるため、第3期短期プランの検討事業に位置づけます。
(2)	地域市民の家	「片瀬山市民の家」については、開設後40年を経過し老朽化が進み、住民からも早急な移転を含めた建て替えの要望があることから、周辺の幼稚園の敷地を取得し、再整備を検討する必要があるため、第3期短期プランの検討事業に位置づけます。
(3)	公民館	村岡公民館再整備については、建設検討委員会及び庁内検討委員会を開催し、平成30年度に基本構想を策定、浸水防水対策や配置計画等を踏まえた基本設計の検討を行っています。
(4)	市民図書館・市民図書室	「藤沢市これからの図書館検討委員会」からの4市民図書館11市民図書室の役割と新たな機能等についての検討結果報告を受け、今後の図書館・図書室のあり方等についての検討を行います。
(5)	スポーツ施設	施設の老朽化に対する部分修繕を実施するとともに、施設の長寿命化計画策定に向けた施設劣化度の調査について検討を行っています。
(6)	高齢者支援施設	老人福祉センターについては、2018年（平成30年）から2019年（令和元年）にかけて、「やすらぎ荘」のり面工事を実施し、2020年（令和2年）に当該工事に係る隣接家屋の事後調査を実施しました。第3期短期プランの検討事業に位置づけ整備を進めていきます。 老人憩の家については、老人憩の家の在り方に関し、2020年（令和2年）に庁内において協議検討をしており、今後も引き続き協議を行っていきます。また、「善行老人憩の家」については、施設利用団体と令和2年度から協議調整を行っています。
(7)	障がい者支援施設	太陽の家については老朽化が進んでおり、「公共施設の安全性の確保」の観点から、再整備について検討しています。また、再整備に当たっては、周辺施設の機能集約・複合化についても併せて検討しています。 旧ふれあいセンターについては、2020年（令和2年）7月13日に開催された公共資産活用等検討委員会において、解体の方針が示されています。今後、敷地内にある雑水槽排水のためのポンプの配管について、近隣地調査を実施します。
(8)	青少年施設	第2期短期プラン実施事業に位置づけられた藤が岡二丁目地区再整備事業において、「大道子どもの家」を整備しました。引き続き、民間施設の活用や他の公共施設との複合化を基本に検討をします。

(9)	放課後児童クラブ	<p>2019年（平成31年）4月：藤沢小学校区放課後児童クラブ整備（藤沢公民館・労働会館再整備）</p> <p>2019年（令和元年）9月：明治小学校区放課後児童クラブ整備（辻堂保育園再整備）</p> <p>2020年（令和2年）4月：天神小学校区放課後児童クラブ整備（天神放課後児童クラブ等複合施設整備）</p> <p>2021年（令和3年）4月：大道小学校区放課後児童クラブ整備（藤が岡二丁目再整備）</p> <p>2022年（令和4年）4月：鶴南小学校区放課後児童クラブ整備予定（鶴南小学校再整備）</p> <p>2023年（令和5年）4月：石川小学校区放課後児童クラブ整備予定（環境事業センター再整備）</p> <p>2024年（令和6年）4月：鶴洋小学校区放課後児童クラブ整備予定（鶴沼保育園再整備）</p>
(10)	保育所	<p>「辻堂保育園」については、2019年（令和元年）9月から新園舎にて供用を開始し、「藤が岡保育園」についても、2021年（令和3年）5月から新園舎にて供用を開始しています。また、第2期短期プラン検討事業であった「善行保育園・善行乳児保育園」及び「鶴沼保育園」については、第3期短期プランの実施事業に位置づけます。</p>
(11)	環境事業センター	<p>施設の老朽化や効率的な収集業務の必要性から、第3期短期プランの実施事業に位置づけ、令和3年度から建設工事に着手します。</p>
(12)	廃棄物等処理施設	<p>石名坂環境事業所については、藤沢市焼却施設整備基本計画に基づき、再整備に向けた基本構想の策定を進めるため、第3期短期プランの実施事業に位置づけます。</p>
(13)	市営住宅	<p>令和元年度に策定した「藤沢市市営住宅等長寿命計画」に基づき、市営住宅等を改修しています。</p>
(14)	消防署等	<p>「北消防署御所見出張所（第30分団）」を第3期短期プランの検討事業に位置づけます。</p>
(15)	小学校・中学校・特別支援学校	<p>令和2年度に「学校施設再整備基本方針」を改定し、中長期的な視点に基づく長寿化に向けた整備方針を追加しました。この方針に基づき、再整備プランとの整合を図る中で「学校施設再整備第2期実施計画」の策定を予定しています。</p> <p>「学校施設再整備第1期実施計画」に基づき、「鶴南小学校再整備」及び「六会中学校屋内運動場再整備」の2事業を第2期短期プランの実施事業に位置づけ、六会中学校は令和2年度で事業完了し、鶴南小学校は令和6年度の事業完了に向け、工事を実施しています。</p> <p>第2期短期プランにおいて、検討事業に位置づけられた4事業のうち、「鶴沼中学校再整備」及び「辻堂小学校再整備」の2事業は、第2期実施計画の検討も踏まえ、第3期短期プランにおいて実施事業に移行するとともに、「鶴洋小学校再整備」及び「片瀬小学校再整備」は、引き続き、検討事業とした上で、新たな事業として、「明治中学校再整備」、「明治小学校再整備」、「藤沢小学校再整備」及び「白浜養護学校過大規模化解消事業」の4事業を検討事業に位置づけます。</p>
(16)	保健医療関連施設	<p>保健医療センターは平成6年度の開設から25年以上を経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、空調設備については3か年計画による整備が完了しましたが、電気設備や給排水設備についても再整備していく必要があります。</p> <p>保健所は開設から15年経過し、施設・設備の老朽化が進んで</p>

		います。今後は保健所の果たす役割や求められる機能が維持できるように施設の長寿命化を図りますが、立地から塩害や水害の影響を受けているため、改築を検討する際は場所の移設を検討する必要があります。
(17)	産業・観光関連施設	第1・2期短期プランの実施事業に位置づけられた藤沢公民館・労働会館等複合施設については、2019年(平成31年)4月に供用開始しました。
(18)	公園施設	「鵜沼海浜公園(スケートパーク)」及び「(仮称)遠藤笹窪谷(やと)公園(多目的施設棟)」は、第3期短期プランの実施事業に位置づけます。 平成30年度に策定した「藤沢市生物多様性地域戦略」に位置づけている重点プログラムの具現化に向けた検討を進めています。 平成23年度策定の公園施設長寿命化計画について、10年経過することから見直しを行い、小規模施設編(公園トイレ等を対象)を再策定しています。
(19)	教育関連施設 (学校施設を除く)	八ヶ岳野外体験教室については、「中長期修繕計画・建物等修繕計画書」に基づき、優先順位をつけた修繕を行っていきます。 教育文化センターについては、老朽化が進んでいることから大規模な改修を検討していきます。 中学校デリバリー給食安定実施施設については、中学校給食の提供の安定実施に向けた手法の検討を第3次再整備プラン計画期間内に実施します。
(20)	市庁舎	第2期短期プランの実施事業に位置づけられた本庁舎については、老朽化と耐震性の問題から再整備を行い、2018年(平成30年)1月に供用開始し、合わせて分庁舎の改修も実施し、2020年(令和2年)1月に供用開始しました。
(21)	その他施設	-
(22)	市民病院 〔特別会計施設〕	第2期短期プラン実施事業として位置づけられていた東館は平成30年度に整備事業が完了し、今後は西館及び、救命救急センターについて、配管・機械設備劣化調査診断結果に基づき、病院機能の維持管理対策を検討しつつ、今後の病院のあり方を踏まえて再整備に向けた院内検討を第3次再整備プラン計画期間内に進めます。
(23)	下水道施設 〔特別会計施設〕	藤沢市下水道総合地震対策計画に基づき段階的に耐震対策を進め、第2次再整備プラン期間内において、維持管理に携わる職員が常駐する辻堂浄化センター管理棟の改築が完了し、また、その他施設の耐震対策についても実施しました。 第3期短期プランにおいても、引き続き、耐震性能が不足した施設の耐震対策工事等とストックマネジメントを合わせて、効率的に実施します。 また、気候変動による気象災害に対応するため、浸水の防除等を目的とした施設の検討も行っていきます。

2 長期プランの改定について

長期プランは、これまでの施設運営や今後の人口推移、行政ニーズなどを考慮し、平成26年度から20年間の「施設分類ごとの再整備に向けた基本方針」を示したものです。

第3次再整備プランでは、第2次再整備プランの進捗と施設に係る状況の変化、制度改正や新たな個別計画策定等により、現時点において改定すべき点に限り修正します。

(1) 施設種類について

市民センターやスポーツ施設など、21の一般会計施設と、市民病院及び下水道施設の2つの特別会計施設を加えた合計23の施設種類を設定します。

(2) 記載内容について

施設種類ごとに、「現状・課題」を踏まえた「再整備等の考え方」を示します。併せて、「長期プラン計画期間内に実施を想定している施設」、参考として「次期長期プラン計画期間内に実施を想定している施設」を記載します。

個別施設を短期プランに記載する段階では、この「再整備等の考え方」を踏まえて、具体的な事業計画を示します。

なお、文化財保護法や都市公園法等により施設整備に制限がある施設についても、個別施設を短期プランに記載する段階で、制限の範囲内において機能集約、複合化等を検討します。

(3) 長期プランの見直しについて

法改正や法制定などによる国、県の補助等の状況や新たな行政ニーズの発生など、状況の変化に合わせ、内容の更新や短期プランとの整合を図る必要が生じた場合、短期プランの更新時期を捉え、適宜見直します。

3 施設種類ごとの再整備の考え方について

次の施設種類ごとに、再整備の考え方について、「現状・課題」、「再整備等の考え方」、「長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設」及び「次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設」の4つの項目に分けて記載しています。

Ⅲ－3－1 施設種類一覧

施設種類	備考	ページ
(1) 市民センター		P 100
(2) 地域市民の家		P 101
(3) 公民館		P 102
(4) 市民図書館・市民図書室		P 103
(5) スポーツ施設	体育館，プールなど	P 104
(6) 高齢者支援施設	老人福祉センターなど	P 105
(7) 障がい者支援施設	太陽の家など	P 106
(8) 青少年施設	地域子ども家，少年の森など	P 108
(9) 放課後児童クラブ		P 109
(10) 保育所		P 110
(11) 環境事業センター		P 111
(12) 廃棄物等処理施設		P 111
(13) 市営住宅		P 112
(14) 消防署等		P 114
(15) 小学校・中学校・特別支援学校		P 115
(16) 保健医療関連施設	大庭台墓園，保健所など	P 117
(17) 産業・観光関連施設	片瀬漁港関連施設，観光関連施設など	P 118
(18) 公園施設	管理事務所，トイレなど	P 119
(19) 教育関連施設（学校施設を除く）	看護専門学校，八ヶ岳野外体験教室など	P 120
(20) 市庁舎		P 121
(21) その他施設	防災備蓄倉庫，公衆便所など	P 122
(22) 市民病院〔特別会計施設〕		P 123
(23) 下水道施設〔特別会計施設〕		P 123

(1) 「市民センター」	
現 状 ・ 課 題	<p>市民センターについては、市内13地区のうち、藤沢地区と村岡地区を除く11地区に設置しています。</p> <p>窓口業務、福祉相談業務等を行っていますが、申請手続きの電子化やコンビニエンスストアでの証明書発行など、市民サービスの提供手段の変化等に応じた市民センター機能の見直しも必要となってきました。</p> <p>現在の行政区域である13地区については、本市の人口及び世帯数が増加していることもあり、直近での区域の統合は検討していません。しかしながら、将来的には人口動態や少子高齢化など社会情勢の変化等を踏まえ、13地区の見直しを検討する必要があるものと認識しており、見直しの際には、市民センターの配置についても併せて検討する必要があります。</p>
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	<p>地域コミュニティ活動の重要性が今後さらに増大する中で、13地区の拠点施設である市民センター・公民館の統廃合を行う計画はありませんが、市民センターにおける貸室や設備などの現有機能の統廃合や拠点施設への集約等については、市民サービス提供における様々な環境の変化を捉えながら検討を進めます。</p>
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠藤市民センター青少年ホール（体育館）
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	
次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湘南大庭市民センター，片瀬市民センター，長後市民センター ・ 長後市民センター（コミュニティーホール） ・ 明治市民センター（健康プラザ） ・ 六会市民センター（体育館）

(2) 「地域市民の家」	
現 状 ・ 課 題	<p>地域市民の家については、「藤沢市地域市民の家条例」において地域ごとに設置することとし、原則として小学校区に1施設以上を目標に整備を進め、平成19年度までに全小学校区に設置しています。</p> <p>なお、地域住民に最も身近な公共施設であることから、地域づくりに当たって、その地域コミュニティ機能をどのように活用していくか、所管を含めて整理していく必要があります。ハード面では、藤沢石原谷市民の家については、耐震強度の不足を理由に施設の利用を休止しており、建物の安全性を確保した上で早期に施設を再開するため、早急に建て替え等の対応が必要となっています。</p>
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	<p>地域市民の家においても、行政コストに見合うパフォーマンス(利用率)を得る必要があります。現在、実施されている地域の縁側事業、子ども食堂のほか、教室事業、サークル展示販売、公共的な活動をしている民間事業への開放を視野に入れた運営、ハード整備が不可欠です。</p> <p>地域市民の家の利用率は、平均で約20%に留まり、諸室では約13%となっている一方、ホールについては約40%となっています。ホール利用率が80%を超える市民の家もあることから、今後は、諸室の集約を図りながら、ホールの利活用を主眼とした再整備をしていきます。</p>
長期プラン計画期間内(令和15年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	令和15年度末までに築40年を経過する木造施設(平成4年度末以前に竣工)については、再整備が必要と考えます。【片瀬山・藤沢石原谷ほか計29件】
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	令和15年度末までに築40年を経過する木造以外の施設(平成4年度末以前に竣工)及び国登録文化財指定された施設については、リフォームを検討し、必要に応じて実施する必要があると考えます。【鵜南・鵜沼橋】
次期長期プラン計画期間内(令和35年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	令和16年度から同35年度末までの間に築40年を経過する木造施設(平成6年度以降、平成25年度末以前に竣工)については、再整備が必要と考えます。【本鵜沼・小糸・大庭・滝ノ沢・辻堂東海岸・高谷】
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	令和16年度から同35年度までの間に築40年を経過する木造以外の施設(平成6年度以降、平成25年度末以前に竣工)については、リフォームを検討し、必要に応じて実施する必要があると考えます。【辻堂砂山・石川コミュニティセンター】

(3) 「公民館」	
現 状 ・ 課 題	<p>公民館を市内13地区に設置することにより、公民館が生活圏に密着した施設となり、地域の課題や要望を地域住民がともに解決する「共助」と、市民と行政の「協働」によるまちづくりが長年展開されてきました。</p> <p>公民館は地域社会への身近な入口であり、個人の知識や技術の習得にとどまることなく学習成果を地域へ還元し、地域への参画や社会活動を積極的に行う地域人材を育成する拠点としても重要となっています。</p>
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	<p>地域コミュニティ活動の重要性が、今後さらに増大する中で、13地区の拠点施設である市民センター・公民館の統廃合を行う計画はありませんが、再整備に当たっては、地区の拠点施設としての機能を考慮し、地区ごとに設置している施設の複合化を検討し、複合化により貸し館機能などが重複する場合は、互いの施設の利用状況や利用方法等を整理し、共用化を検討します。</p> <p>市民センターと併設している公民館については、各地区の拠点施設として、今後とも、市民センターと合わせて再整備を検討します。</p>
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	
次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・片瀬しおさいセンター ・済美館

(4) 「市民図書館・市民図書室」	
現 状 ・ 課 題	<p>図書館は、1949年（昭和24年）に制定された社会教育法第9条により、社会教育のための機関と規定されており、市民のライフサイクルに関わる、地域における知の情報拠点として重要な役割を担っています。</p> <p>本市においては「いつでも どこでも だれでも なんでも」を図書館サービスの原則と掲げ、市内4市民図書館11市民図書室を設置し、市民の徒歩圏内に施設が整備されていることが、最大の特徴となっています。</p> <p>総合市民図書館は、1986年（昭和61年）の建設から34年が経過し、老朽化が進むことから、藤沢市公共施設再整備基本方針に基づき、再整備について検討を行う必要があります。また、辻堂市民図書館〈1993年（平成5年）建設〉、湘南大庭市民図書館〈2000年（平成12年）建設〉も、建設から一定の年数が経過しており、施設内設備の修繕が部分的に必要な状況です。</p> <p>あわせてICTを活用した新しい技術の導入についても検討し、利便性の高い図書館を目指します。</p>
再整備等の考え方 （施設の統廃合を含む）	<p>本市北部地区における文化活動の拠点の一つとして総合市民図書館は位置づけられていることから、湘南台地区での運営が望ましく（南市民図書館は市民会館再整備に含まれている）、同時期に建設された湘南台文化センター等の再整備において、他の公共施設との機能集約、複合化を検討する必要があります。また、超高齢社会や人口減少等、人口構造の変化を踏まえ、4市民図書館11市民図書室の適正配置や機能、役割分担等について検討を行うこととしています。</p>
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	<p>総合市民図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災設備等更新工事（令和5年度予定） ・ 屋上防水及び外壁等改修工事（令和6年度予定） ・ 空調設備改修（令和7、8年度予定） <p>辻堂市民図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根防水及び外壁等改修工事（令和8年度予定） <p>湘南大庭市民図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調熱源機更新工事（令和6年度予定）
次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合市民図書館〈1986年（昭和61年）建設〉 ・ 辻堂市民図書館〈1993年（平成5年）建設〉

	・湘南大庭市民図書館〈2000年（平成12年）建設〉
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	

(5) 「スポーツ施設」																			
現 状 ・ 課 題	<p>スポーツ施設については、市民が生涯にわたって多様なスポーツに親しみ、健康で明るく豊かなスポーツライフを実現する基盤となるよう市内における配置状況を考慮し、市域の南部と北部の2箇所にて体育館を市域の南部、中部及び北部の3箇所にプールを設置しています。また、市内各所に野球場、球技場及びテニスコートを設置しています。</p> <p>過去の市民アンケートでは、身近で気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設等を求める意見や要望が多く出されています。また、市民の関心が高いプロスポーツを身近な場所で観戦できる施設を充実していくことも課題の一つと捉えています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">体育館、屋内プール、観覧席</th> <th style="width: 50%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>・秩父宮記念体育館 ・秋葉台文化体育館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>・秋葉台公園屋内プール ・八部公園屋内プール ・石名坂温水プール</td> <td>・秋葉台公園屋外プール ・八部公園屋外プール</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>・八部野球場</td> <td>・葛原スポーツ広場野球場 ・辻堂南部公園野球場 ・桐原公園野球場 ・女坂スポーツ広場野球場</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td></td> <td>・八部公園テニスコート ・西浜公園テニスコート ・遠藤公園テニスコート ・辻堂南部公園テニスコート ・湘南台公園テニスコート</td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td>・秋葉台公園球技場</td> <td>・女坂スポーツ広場球技場 ・引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場)</td> </tr> </tbody> </table>		体育館、屋内プール、観覧席	その他	体育館	・秩父宮記念体育館 ・秋葉台文化体育館		プール	・秋葉台公園屋内プール ・八部公園屋内プール ・石名坂温水プール	・秋葉台公園屋外プール ・八部公園屋外プール	野球場	・八部野球場	・葛原スポーツ広場野球場 ・辻堂南部公園野球場 ・桐原公園野球場 ・女坂スポーツ広場野球場	テニスコート		・八部公園テニスコート ・西浜公園テニスコート ・遠藤公園テニスコート ・辻堂南部公園テニスコート ・湘南台公園テニスコート	球技場	・秋葉台公園球技場	・女坂スポーツ広場球技場 ・引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場)
	体育館、屋内プール、観覧席	その他																	
体育館	・秩父宮記念体育館 ・秋葉台文化体育館																		
プール	・秋葉台公園屋内プール ・八部公園屋内プール ・石名坂温水プール	・秋葉台公園屋外プール ・八部公園屋外プール																	
野球場	・八部野球場	・葛原スポーツ広場野球場 ・辻堂南部公園野球場 ・桐原公園野球場 ・女坂スポーツ広場野球場																	
テニスコート		・八部公園テニスコート ・西浜公園テニスコート ・遠藤公園テニスコート ・辻堂南部公園テニスコート ・湘南台公園テニスコート																	
球技場	・秋葉台公園球技場	・女坂スポーツ広場球技場 ・引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場)																	
再整備等の考え方 （施設の統廃合を含む）	<p>今後は多様な市民ニーズに対応できる施設を整備する必要があるため、安全で安心して利用できる施設はもとより、誰もが健康でいつまでも楽しめる生涯スポーツ環境の充実と、見て楽しむスポーツ環境の充実を図ります。スポーツ施設の再整備に当たっては、令和5年度策定予定の長寿命化計画に基づき、整備を進めます。また、再整備に伴う施設跡地など公有地等の有効活用並びに既存の施設のあり方についても検討します。</p> <p>本市は、日本におけるビーチバレー発祥の地であり、また、1964年（昭和39年）の東京オリンピック開催時には、ヨット競技の会場であり、再び東京2020オリンピックでセーリング競</p>																		

	技が開催されるのを契機として、競技団体及び神奈川県と連携・協議し、マリンスポーツ・ビーチスポーツ施設の充実を進めます。
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・石名坂温水プール ・八部公園野球場，八部公園屋内プール ・秋葉台文化体育館，秋葉台公園屋内プール，秋葉台公園球技場 ・秩父宮記念体育館
次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	

(6) 「高齢者支援施設」	
現 状 ・ 課 題	<p>老人福祉センターは、高齢化の進展とともに、高齢者の生きがいと健康づくりの拠点施設としての必要性が高く、高齢者の支えとなるよう、市内北部・中部・南部に各1館設置しています。しかしながら、高齢化の進展に伴い、高齢者を施設に集中させるこれまでの方法から、徒歩でも参加できるような範囲で、小規模に集う場を数多く進めていく方向（地域の縁側など）へと、国全体の施策が変化しています。これらを踏まえ、老人福祉センターの在り方について、施設の統合を含め、総合的に検討する必要があります。</p> <p>①市内中部にある「やすらぎ荘」については、1969年（昭和44年）の供用開始から50年以上経過しており、建物の老朽化に加え、現在の耐震基準未対応であること、バリアフリー未対応であることが課題となっており、早期に建て替えを行う必要があります。</p> <p>②市内南部にある「湘南なぎさ荘」については、1991年（平成3年）から供用を開始し、築30年を迎えます。施設本体の給排水・空調設備機器などが耐用年数の経過に伴う更新時期を迎えています。当該機器はいずれも建物の地下階に設置されているため、更新を行う場合に、建て替えと同規模の工事を伴うことが想定されます。</p>

	<p>老人憩の家は、1975年（昭和50年）に長後地区及び善行地区に高齢者の健康増進や学び・集う場として設置された無料で利用できる施設です。各施設は、年齢にかかわらず周辺住民が利用でき、1976年（昭和51年）以降に設置を進めてきた「地域市民の家」（有料施設、41か所）と同様の利用形態となっています。また自治会事務所としても使用されているなど、他地区との公平性の点からも課題があります。</p>
<p>再整備等の考え方 （施設の統廃合を含む）</p>	<p>老人福祉センターについては、現在の市内3館体制から、「湘南なぎさ荘」と「やすらぎ荘」の機能集約・統合など、高齢者施設の再編成を含めた高齢者施策全体の在り方について検討を行っていきます。</p> <p>老人憩の家については、損耗箇所の修繕による対応を行いつつ、現在利用されている団体を中心に協議・説明を重ねていきます。</p>
<p>長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設</p>	
<p>新築・改築等の検討が必要な施設</p>	<p>・老人福祉センター「やすらぎ荘」（湘南なぎさ荘との統合を含めた検討）</p>
<p>大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）</p>	
<p>次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設</p>	
<p>新築・改築等の検討が必要な施設</p>	
<p>大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）</p>	

<p>(7) 「障がい者支援施設」</p>	
<p>現 状 ・ 課 題</p>	<p>(1) 太陽の家再整備</p> <p>「太陽の家」は、障がい児・者のための福祉施設であり、障がい児のための通園施設（児童発達支援）、障がい者の社会参加を目的とした通所施設（生活介護）及び障がい児・者のスポーツとふれあいの場となる体育館が併設されています。</p> <p>平成16年度からは指定管理者制度を導入するとともに、指定管理者の自主事業として、放課後等デイサービス事業等を同施設内で実施しており、本市の障がい福祉の拠点施設としての役割を果たしています。</p>

	<p>しかし、当施設は1975年（昭和50年）に旧耐震基準で建設されており、建屋の老朽化が進んでいるため、再整備を行う必要があります。</p> <p>再整備に当たっては、現在地が「洪水浸水想定区域」・「津波浸水想定区域」に位置することや、本館建物が地域住民の災害時の避難施設・水害避難所・津波避難ビル及び投票所に指定されていること等もあり、事業実施には現在地で建て替えるか、または、他の候補地へ移転して実施するのか多角的な観点から判断し、建設予定地の選定を行う必要があります。</p> <p>また、指定管理者による施設の運営手法についても今後再考する必要があります。</p> <p>これらの状況を踏まえ、中長期的な運営方針と合わせ、施設整備について検討しています。</p> <p>（2）旧ふれあいセンター解体工事 「ふれあいセンター」は、障がい者の社会参加と自立を援護、促進する障がい者福祉活動の拠点施設として利用してきましたが、耐震診断の結果、基準を満たしていないことが判明したため、2016年（平成28年）3月28日に施設の利用を中止しました。このため、安全・保安上の理由から、当該施設は解体します。</p>
再整備等の考え方 （施設の統廃合を含む）	<p>（1）太陽の家再整備 「公共施設の安全性の確保」の観点から、老朽化が進む太陽の家の再整備について検討します。</p> <p>また、再整備に当たっては、周辺公共施設の機能集約・複合化についても併せて検討します。</p> <p>（2）旧ふれあいセンター解体工事 2020年（令和2年）7月13日に開催された公共資産活用等検討委員会において、解体の方針が示されています。</p> <p>今後、敷地内にある雑水槽排水に係るポンプの配管について、近隣地調査が必要です。</p>
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	・（1）太陽の家
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	・（2）旧ふれあいセンター
次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	

大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	
---------------------------------	--

(8) 「青少年施設」	
現 状 ・ 課 題	<p>地域子どもの家は、地域における子どもたちの遊びの拠点として、自由にのびのびと遊べる場所としての機能を備え、小学校区を基準として、現在、18施設を設置しています。地域子どもの家未設置の小学校区への設置及び老朽化した施設の再整備等が課題となっています。</p> <p>児童館については、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、子育て中の親子、青少年活動団体などの活動の場として、指導員を配置し、平成9年度から地域子どもの家の未設置小学校区に5施設を設置しています。また、創作活動室や相談室、放課後児童クラブ等を併設しています。</p> <p>藤沢青少年会館は、青少年に学習と活動の場、居場所等を提供することを目的として、1971年(昭和46年)に開設し、1996年(平成8年)に現施設に移転しました。集会室や体育室等において青少年向けの事業や居場所の提供を行い、多くの青少年等に利用されています。</p> <p>辻堂青少年会館は、青少年に健全な余暇活動の場等を提供することを目的として、1964年(昭和39年)に開設され、集会室や和室等が多くの青少年に利用されていますが、築50年を超え、施設の狭小と老朽化が課題となっています。</p>
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	<p>地域子どもの家及び児童館の今後の再整備に当たっては、市民団体が活動している施設(地域市民の家)など他の公共施設との複合化により、異世代間の交流も可能となるため、原則、単独での建て替えは行わず、他の公共施設との複合化を基本とします。</p> <p>子育て支援の観点から、未就学児の親子の利用のための環境面や安全面に配慮したスペース及び設備の確保を検討します。</p> <p>藤沢青少年会館及び辻堂青少年会館の再整備に当たっては、地域の方々の意見を聞きながら、民間施設の活用や他の公共施設との複合化について検討します。</p>
長期プラン計画期間内(令和15年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	<改築が必要な施設>湘南台子どもの家・片瀬子どもの家・羽鳥子どもの家・鶴沼子どもの家・大越子どもの家・大庭子どもの家・六会子どもの家・長後子どもの家・鶴南子どもの家・八松子ども

	の家・秋葉台子どもの家・高谷子どもの家・俣野子どもの家・大鋸児童館・辻堂児童館 <新設が必要な小学校区>明治小学校・御所見小学校・善行小学校・新林小学校・滝の沢小学校・天神小学校・駒寄小学校・大清水小学校
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	
次期長期計画画期間内(令和35年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	<改築が必要な施設>本町子どもの家・鵜洋児童館・辻堂砂山児童館・石川児童館・藤沢青少年会館・辻堂青少年会館
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	

(9) 「放課後児童クラブ」	
現 状 ・ 課 題	放課後児童クラブの待機児童解消のため、「第二期放課後児童クラブ整備計画」に基づき、児童クラブ整備を進めているが、児童クラブに適した物件の確保が大きな課題となっています。
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	公共施設再整備において複合施設を整備する際は、小学校に限らず、積極的に複合施設内に放課後児童クラブを新設・移転により整備することを検討します。
長期計画画期間内(令和15年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	第二期放課後児童クラブ整備計画に基づき、令和6年度までに新設が必要な小学校区は、湘南台、石川、明治、藤沢、大道、村岡、鵜沼、辻堂、新林、浜見、鵜南の11小学校区です。 なお、湘南台小学校区、長後小学校区の放課後児童クラブは、2021年(令和3年)現在で築30年以上経過した施設を使用しているため、上記再整備等の考え方に合致する場合に、整備を検討します。
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	
次期長期計画画期間内(令和35年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討	

討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	

(10) 「保育所」	
現 状 ・ 課 題	待機児童の解消を図るため、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、令和2年度から令和6年度までを対象とした「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」を策定し、新設整備、再整備等の取組を進めています。
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	公立保育所については、「基幹保育所」、それを補完する「地域保育所」及び「その他保育所」の3つに区分し、今後、「基幹保育所」及び「地域保育所」については、原則として、他の子育て関連施設との複合化により再整備を行うことを検討し、「その他保育所」については、建物の老朽化や地区の待機児童及び受け皿の確保の状況を考慮した上で閉園を検討することとし、閉園までの間は必要最低限の修繕を行います。
長期プラン計画期間内(令和15年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢保育園 ・湘南台保育園 ・高山保育園 ・またの保育園
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	
次期長期プラン計画期間内(令和35年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	

(11) 「環境事業センター」	
現 状 ・ 課 題	環境事業センターの再整備については、令和5年度の供用開始に向けて、新事務所の建設工事に令和3年度から着手します。
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	再整備に伴い北部収集事務所を現在地で建て替えし、南部収集事務所を統廃合します。 また、石川小学校区新設放課後児童クラブとの複合施設とします。
長期プラン計画期間内(令和15年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	
次期長期プラン計画期間内(令和35年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	

(12) 「廃棄物等処理施設」	
現 状 ・ 課 題	<p>処理施設は、中間処理施設として、破碎及び資源化を行うリサイクルプラザ藤沢と焼却を行う石名坂環境事業所及び北部環境事業所の3施設があり、北部環境事業所内には、し尿処理施設が1施設あります。最終処分施設としては、谷根最終処分場、長後中分最終処分場、葛原最終処分場、葛原第二最終処分場及び女坂最終処分場の5施設があり、合計で9施設です。</p> <p>順次老朽化してくる、各処理施設の更新または延命化の計画を、財源確保や建設用地の確保も含め長期的視点に立ち策定する必要があります。</p> <p>し尿処理施設に関しては、広域化の可能性検討も含めて整備計画を策定する必要があります。</p> <p>最終処分場は、すでに4施設が埋め立て処分を完了し、水処理施設等の維持管理をしています。現在、埋め立てが行われている女</p>

	坂最終処分場については適正管理と延命化を図っていく必要があります。
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	一般廃棄物の処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、停滞の許されない業務であることから、全ての処理施設について計画的な再整備をしていく必要があります。 再整備に当たっては、公害防止・資源化・発電等の処理施設に関する技術の進歩と本市の実情に合わせ、環境への影響、経済性及び高効率発電による焼却エネルギーの活用等を総合的に判断し、施設再整備計画を策定します。
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	【処理施設】 ・北部環境事業所新2号炉 令和5年度の供用開始に向けて整備工事実施中（短期プラン）
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	・石名坂環境事業所新1号炉 令和9年度（予定）の供用開始に向けて基本構想策定中（短期プラン） ・北部環境事業所1号炉 DBO期間（令和8年度まで）終了後の整備計画策定 ・リサイクルプラザ藤沢 DBO期間（令和14年度まで）終了後の整備計画策定
次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	【処理施設】 ・北部環境事業所新2号炉 DBO期間（令和24年度まで）終了後の整備計画策定
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	【最終処分場】 ・女坂最終処分場 搬入予定期間（令和24年度まで）終了後の整備計画策定

(13) 「市営住宅」	
現 状 ・ 課 題	用途廃止住宅や、代替用地の有効活用方法を検討する必要があります。
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	公営住宅法では、耐用年数を「耐火構造の住宅70年」、「準耐火構造の住宅45年」としており、これを基本に適切な維持管理を行い、長寿命化を図っていきます。 耐用年数を経過し、老朽化が著しい直接建設型市営住宅や、借り上げ期間満了に伴う借上型市営住宅など、既存市営住宅の整備については、民間賃貸住宅による市内の住宅供給バランスを見なが

	<p>ら、従来の直接建設型や借上型の整備方法にとらわれることなく、PFIなどの新たな整備手法などを取り入れ、様々な契約形態で整備を図っていきます。</p> <p>北部第二（三地区）土地区画整理事業地内にある市営住宅用地については、今後の住宅需要などを踏まえた上で、施設整備のあり方について多方面から検討します。</p>
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	<p>直接建設型住宅 11住宅</p> <p>（鶴沼，緑ヶ丘，遠藤第一，遠藤第二，長後，渋谷ヶ原，古里，滝ノ沢，永山，高倉，サンシルバー藤沢）</p>
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	<p>【外壁・屋上防水工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長後住宅1号棟（令和3年度） ・渋谷ヶ原住宅1～3号棟，集会所（令和3年度） ・古里住宅2，7号棟，第一集会所（令和3年度） ・長後住宅2，3号棟，集会所（令和4年度） ・古里住宅4，5，6，8号棟（令和4年度） ・長後住宅4，5号棟（令和5年度） ・永山住宅1，2号棟（令和5年度） ・永山住宅3，4号棟（令和6年度） ・鶴沼住宅集会所（令和7年度） ・古里住宅9，10号棟（令和7年度） ・遠藤第一住宅1号棟（令和9年度） ・遠藤第一住宅2，3号棟（令和11年度） <p>【エレベーター更新工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンシルバー藤沢住宅（令和3年度） ・緑ヶ丘住宅（令和4年度） <p>【給排水設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渋谷ヶ原住宅A号棟（令和4年度） ・渋谷ヶ原住宅B号棟（令和5年度） ・古里住宅1，3号棟（令和7年度） ・古里住宅2，4号棟（令和8年度） ・古里住宅5，7号棟（令和9年度） ・古里住宅6，8号棟（令和10年度） ・古里住宅9，10号棟（令和11年度） <p>【外壁・屋上防水及び防音工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高倉住宅1，2号棟（令和9年度）
次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	<p>【公営住宅法施行令に定められた耐用年限（70年）を迎える直接建設型住宅】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷ヶ原住宅A・B号棟（昭和39年度建設・41年度建設） （令和16年度～令和18年度） ・古里住宅（昭和42年度～49年度建設） （令和19年度～令和26年度） ・遠藤第二住宅（昭和50年度～57年度建設） （令和27年度～令和34年度） ・滝ノ沢住宅（昭和51年度～53年度建設） （令和28年度～令和30年度） ・鶴沼住宅3，8号棟（昭和58年度建設） （令和35年度）
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	<p>【公営住宅法施行令に定められた耐用年限（70年）を迎える直接建設型住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渋谷ヶ原住宅A・B号棟（昭和39年度建設・41年度建設） （令和16年度～令和18年度） ・古里住宅（昭和42年度～49年度建設） （令和19年度～令和26年度） ・遠藤第二住宅（昭和50年度～57年度建設） （令和27年度～令和34年度） ・滝ノ沢住宅（昭和51年度～53年度建設） （令和28年度～令和30年度） ・鶴沼住宅3，8号棟（昭和58年度建設） （令和35年度）

(14) 「消防署等」	
現 状 ・ 課 題	<p>消防署所については、藤沢市消防力の整備指針において、出動から現場到着までを4分台とする施設の配置を進めています。</p> <p>消防団器具置場については、各地域に密着し市民の安全と安心を守るという観点から、市内31箇所に拠点を設定していますが、今後は、消防団員の処遇改善や女性団員の増加も意識した施設の機能強化の検討が必要です。更に、耐震基準に加え、耐火性能の確保が課題であることから、木造施設の再整備を優先する必要があります。</p>
再整備等の考え方 （施設の統廃合を含む）	<p>再整備に当たっては、他の消防署所や消防団器具置場との配置バランスが消防力を維持する上で重要であるため、複合化も検討しつつ、単独での建て替えも視野に入れ、2消防署，12出張所，1分遣所及び31消防団器具置場を原則として維持します。</p> <p>自家用給油所については、既に市の北部地域に位置する消防防災訓練センター（石川）に設置していますが、南部地域（南消防署</p>

	<p>荻田出張所)への設置を検討し、全市的な災害時の給油体制の構築，強化を図ります。</p>
<p>長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設</p>	
<p>新築・改築等の検討が必要な施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北消防署 ・第1分団器具置場 ・第1分団第2器具置場 ・江の島中器具置場 ・第11分団器具置場 ・第12分団器具置場 ・第23分団器具置場 ・第25分団器具置場 ・第26分団器具置場 ・第27分団器具置場 ・第28分団器具置場
<p>大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南消防署雨漏り改修 ・北消防署長後出張所浄化槽改修
<p>次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設</p>	
<p>新築・改築等の検討が必要な施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西部出張所 ・鶴沼出張所 ・長後出張所 ・南消防署
<p>大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)</p>	

<p>(15) 「小学校・中学校・特別支援学校」</p>	
<p>現 状 ・ 課 題</p>	<p>小学校が35校，中学校が19校，特別支援学校1校，合計で55校あります。このうち，建築後40年以上が経過している校舎棟を保有する学校が35校，屋内運動場を保有する学校が33校あり，施設の老朽化が進んでいます。施設の安全性を確保するため，再整備を計画的に進めていくことが重要です。</p> <p>児童生徒数は，今後減少していくことが見込まれていますが，現在，過大規模となっている学校が2校，児童生徒数の一時的な増加への対応として，仮設校舎を設置している学校が13校あります。小学校においては，少人数学級の段階的な実施に伴い，今後も，一部の学校で教室不足が見込まれています。</p> <p>一方，児童生徒数の減少により小規模となる学校が増える見込みもあり，学校規模の格差により，教育活動における一定の質の維持に課題が生じています。</p> <p>白浜養護学校は，児童生徒数の増加に伴い，仮設校舎の設置を予定していますが，今後も児童生徒数の増加が見込まれており，過</p>

	大規模化の解消に向けた対策が求められています。
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	<p>①老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の学校施設における老朽化対策の基本的な考え方に基づき、再整備基本方針では、「改築」から「長寿命化改修」を中心とした整備への転換、「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換を図り、中長期的な維持管理や更新にかかる事業費の削減、予算の平準化を検討しました。建物の使用年数40年～50年程度で、建物の補強も含めた長寿命化改修を実施することで、建物の目標使用年数を80年としています。 ・「予防保全型管理」を目指し、長寿命化改修もしくは改築の中間期に、各種設備機器等の機能回復を図るための中規模改修を計画しています。 ・既存施設の適正な管理、運営を図るため、施設の安全対策や維持保全、教育環境の整備、向上を図るための各種整備工事についても、再整備の実施状況を考慮し、計画的に実施します。 ・この方針に基づき、再整備プランとの整合を図る中で「学校施設再整備第2期実施計画」の策定を予定しています。 <p>②学校の適正配置の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校規模の適正化が喫緊の課題となっており、学校規模の格差の解消に向け、令和3年度より学識者や市民、学校関係者等を交えた検討委員会を立ち上げ、統廃合や学区の見直しも含めた学校の適正規模・適正化を図るための具体的な検討を開始する予定です。 <p>③学校の複合化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、児童生徒の教育環境の確保だけでなく、地域に開かれた学校づくりも求められています。そのため、再整備事業の実施と合わせ、児童の居場所となる施設や学校教育との関連性の高い施設との複合化を検討します。なお、複合化に当たっては、児童生徒の適切な教育環境を確保するため、出入口の分離、管理区域の明確化など、セキュリティを考慮し計画します。 ・今後、校舎建て替えの際は、児童生徒数の将来的な減少を考慮し、学校教育と関連性の高い公共施設など、他用途への転用のしやすさも考慮し計画します。
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・長後小学校・鵜沼小学校・大道小学校・富士見台小学校 ・浜見小学校・村岡小学校・御所見小学校・秋葉台小学校 ・白浜養護学校※ <p>※策定予定の学校規模適正化基本方針の結果による</p>
大規模改修の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・大越小学校・御所見中学校・俣野小学校・善行中学校

討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	・羽鳥小学校・高浜中学校・湘南台小学校・大庭小学校 ・新林小学校・中里小学校・大鋸小学校・秋葉台中学校 ・滝の沢小学校・大庭中学校・亀井野小学校・村岡中学校
次期長期プラン計画期間内(令和35年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	(長寿命化改修の実施状況による)
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	・八松小学校・湘南台中学校・天神小学校・高谷小学校 ・小糸小学校・駒寄小学校・大清水小学校・高倉中学校 ・羽鳥中学校・滝の沢中学校・大清水中学校 ・湘洋中学校・長後中学校・石川小学校・高砂小学校 ・白浜養護学校・六会小学校・藤ヶ岡中学校・片瀬中学校 ・六会中学校・善行小学校・第一中学校・本町小学校

(16) 「保健医療関連施設」	
現 状 ・ 課 題	健康で安心な暮らしを支えるために、住み慣れた地域の中で生涯を通じて健康で安心して暮らし続けられるよう、保健、医療等をきめ細やかに展開、充実することで健康を増進し、健やかで安心な暮らしが実感できる都市を目指しています。 開設から保健医療センターが25年以上、保健所も15年以上を経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。市民が安全に利用できるように予防保全を始める必要があります。 大庭台墓園立体墓地については、利用申込者数が大幅に増加しており、最短で令和6年度に全区画が貸付済となることが想定され、新たな墓所の整備が必要とされています。また、合葬納骨壇は、収蔵後20年が経過した時点で遺骨を合祀することとして2005年(平成17年)に供用開始されており、この合祀するための施設(合祀墓)を令和7年度中の供用開始に向け新設する必要があります。
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	再整備する施設・設備については優先順位を決め、施設の果たす役割や求められる機能が維持できるように施設や設備の更新等を適切に行い、施設の長寿命化を図っていくとともに、社会状況や新たなニーズに応じた機能追加等の検討を行い、再整備を進めます。 墓地については、社会情勢の変化等によりニーズが多様化する中、墓所不足の解消及び合祀墓の新設によって多くの市民に墓地を提供するため、「公共施設の長寿命化」の観点も含め、施設の新設・増設を検討します。なお、施設の新設・増設工事は2期に分けて

	実施予定です。
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	新設：合葬納骨壇収蔵後20年を経過する遺骨を合祀する施設（合祀墓） 増設：立体墓地（第1期整備納骨壇）
大規模改修の検討が必要な施設（大規模な設備更新を含む）	保健医療センターの無停電電源装置・自家発電装置の更新，給排水設備の更新，及び館内照明設備のLED化等。
次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	・保健医療センター（2053年（令和35年）に築59年） ・保健所（2053年（令和35年）に築47年） ・立体墓地（増設）（第2期整備納骨壇）
大規模改修の検討が必要な施設（大規模な設備更新を含む）	保健医療センターについては，開設から25年以上経過するため，今後，設備機器の計画的な更新が必要になってきます。

(17) 「産業・観光関連施設」	
現 状 ・ 課 題	「地域経済を循環させる」ことを基本目標として，産業基盤の整備を進めるとともに，地産地消の推進により都市農業と水産業を守り育ててきましたが，片瀬漁港関連施設については，2007年（平成19年）3月の供用開始から年月が経過し，機器の老朽化による機能低下が見受けられます。また，観光関連施設については，国内外からの観光誘客をさらに進め，「選ばれる観光都市」となる整備を進めていきます。
再整備等の考え方（施設の統廃合を含む）	今後，産業・観光施設については，施設により利用者の形態や将来像が大きく異なるため，必要な機能を施設ごとにその都度検証し，他の機能を持った公共施設との複合化を検討しながら，地域経済を循環させることが可能な施設として維持・発展させていきます。10年以上が経過した施設が多く，適切な維持管理により，施設の長寿命化を図り，継続的に使用します。
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	・片瀬漁港関連施設
大規模改修の検討が必要な施設	

(大規模な設備更新を含む)	
次期長期計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	

(18) 「公園施設」	
現 状 ・ 課 題	長久保公園は緑の普及・啓発の拠点として機能していますが、今後は、（仮称）生物多様性センターとしての機能を付加し、市内三大谷戸周辺に配置予定の同サテライトセンターを一元管理する役割を担うものとして再整備を進める必要があります。 公園のトイレ及び管理事務所は設置後30年以上経過しているところが多く、老朽化が進んでいるため、平成23年度から改築を順次進めており、今後も優先度を定めて改築を進めていきます。
再整備等の考え方 （施設の統廃合を含む）	策定から10年経過する公園施設長寿命化計画について見直しを進め、今後は施設の種別ごとに再策定した計画に基づき、適切な維持管理を実施します。 老朽化した公園施設については、利用状況に合わせて優先度を設定し、安全で安心して利用できるよう再整備を進めます。
長期計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	（仮称）生物多様性センター（長久保公園みどりの相談所の改築）、（仮称）生物多様性サテライトセンター（石川丸山谷戸周辺）、同（川名清水谷戸周辺）、新林公園トイレ
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	
次期長期計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	老朽化が進んだ公園トイレ及び管理事務所（利用状況により順次対応）
大規模改修の検討が必要な施設	

(大規模な設備更新を含む)	
---------------	--

(19) 「教育関連施設」(学校施設を除く)	
現 状 ・ 課 題	<p>教育文化の振興や教育関係職員の資質及び指導力の向上, 児童生徒への創造性豊かな教育活動の推進など, 各教育施設において, 様々な事業を展開することにより「子どもたちの生きる力」の育成や本市の教育力向上に向けた取組を進めてきました。</p> <p>現在, 少子高齢化や情報化の進展など, 社会情勢の急激な変化に伴い, 市民の価値観も多様化し, 児童生徒及び市民を取り巻く状況も大きく変化するなかで, 教育関連施設が担う役割はますます大きくなっています。</p> <p>八ヶ岳野外体験教室については, 開室から30年目を迎え, 各所に経年による劣化や気象条件等による損傷が散見されますが, 指定管理者が2016年(平成28年)2月に作成した「中長期修繕計画・建物等修繕計画書(平成29年～令和8年)」に基づき, 優先順位をつけた修繕を行うことにより, 安全確保及び建物の延命を図っています。</p> <p>教育文化センターは, 1982年(昭和57年)4月に建設され, 老朽化が進んでいます。</p> <p>デリバリー方式による中学校給食の提供については, 調理業務を担う事業者はもともと数が少なく, 確保に苦慮しています。市内に本市食数に対応可能な規模の調理工場がなく, 調理後2時間以内での喫食のための配送という課題があります。このため, 事業者の確保が非常に困難な状況にあり, 安定実施に向けた手法検討が喫緊の課題となっています。</p>
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	<p>教育関連施設の再整備に当たっては, 社会状況に応じた機能を維持し, 修繕又は改修等による長寿命化を図っていく中で, より充実した教育活動の場として, 教育的課題に対応する施設整備を進めます。</p> <p>また, 中学校デリバリー給食安定実施に向けては, 民間事業者による施設整備も含めた実施を検討していることや, 建物の性質としては調理工場となるため工業系の用途地域に設置すること, また稼働時間など施設の特性なども考慮すると, 他施設との複合化になじまない可能性が高いと考えています。</p>
長期プラン計画期間内(令和15年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	中学校デリバリー給食を安定的に提供するために民間調理業者が調理・配送等を行う専用の施設。

大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育文化センター ・八ヶ岳野外体験教室
次期長期計画期間内(令和35年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	

(20) 「市庁舎」	
現 状 ・ 課 題	<p>空調設備等を計画的に更新(修繕含む)する等の維持管理を実施しています。</p> <p>令和4年度に市に移管される予定の防災センターについては、築17年であることから、長期プランの期間中に設備機器の更新等を行う必要があります。また、再整備済みの本庁舎及び分庁舎等と同様に予防保全していく必要があります。</p>
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	<p>再整備済みの庁舎については、「人・環境にやさしい市民に親しまれる庁舎」を柱として、「1 機能的・効率的な庁舎」、「2 市民に親しまれる庁舎」、「3 安全・安心を支える庁舎」、「4 人にやさしい庁舎」、「5 環境にやさしい庁舎」の基本方針を踏まえ、適切に維持管理していきます。</p>
長期プラン計画期間内(令和15年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災センター
次期長期プラン計画期間内(令和35年度まで)に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	<p>今後、本庁舎、分庁舎、防災センターの設備機器の計画的な更新が必要となってきます。</p>

更新を含む)	
--------	--

(21) 「その他施設」	
現 状 ・ 課 題	<p>防災備蓄倉庫や公衆便所など、(1) から (20) の施設種類 (特別会計施設を除く。) に分類できない施設を「その他施設」として分類しています。</p> <p>これら施設につきましては、個々の利用状況などの現状及び課題を把握していきます。</p>
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	<p>「その他施設」につきましては、施設設置目的が限定された専門的な施設が多いことから、個々の施設状況を見極めながら、今後の再整備の中で、機能集約、複合化、統廃合について検討を行います。</p>
長期プラン計画期間内 (令和15年度まで) に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	
次期長期プラン計画期間内 (令和35年度まで) に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	

(22) 「市民病院」 〔特別会計施設〕	
現 状 ・ 課 題	令和2年度に業務委託した西館（1989年（平成元年）3月）、救命救急センター（2006年（平成18年）12月）の配管・機械設備劣化調査診断結果を踏まえ、病院機能の維持管理対策を検討しつつ、今後の病院のあり方を踏まえて再整備に向けた院内検討を進めます。
再整備等の考え方 （施設の統廃合を含む）	「藤沢市地域防災計画」における災害拠点病院にも位置づけられている施設であり、「公共施設の安全性の確保」の観点から老朽化の進む西館及び救命救急センターの再整備を実施します。
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	・西館，救命救急センターの改築及びこれに伴う敷地内駐車場等の整備
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	
次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	
大規模改修の検討が必要な施設 （大規模な設備更新を含む）	

(23) 「下水道施設」 〔特別会計施設〕	
現 状 ・ 課 題	本市では、浸水の防除、公衆衛生の向上及び河川等の公共用水域の水質保全を図るため、1955年（昭和30年）から人口が集積した南部地域を主体に公共下水道の整備を進め、現在では2箇所の浄化センターと15箇所のポンプ場が稼働しています。 1964年（昭和39年）に運転開始した辻堂浄化センター及び南部処理区ポンプ場では、施設建設のピークが昭和50年代であったことから、施設の老朽化が進んでいます。 耐震性能が不足している施設も多く、対策を施さなければ老朽化や地震による施設の機能障害など日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

	<p>下水道施設は、日常生活に直結している社会インフラ施設であることから、建て替え工事などの際であっても機能を停止することが出来ないため、現在地での建て替えが不可能な施設については、代替地を確保する必要があります。</p> <p>気候変動による気象災害に対応するため、浸水の防除等を目的とした施設の検討も必要となっています。</p>
再整備等の考え方 (施設の統廃合を含む)	<p>災害時において二次災害を防止し、トイレ使用の確保や公衆衛生の保全等の下水道事業を継続するため、施設の被災危険度と影響度を考慮して所要の対策の優先度を設定し、段階的に耐震化等を図ります。</p> <p>施設の耐震化に際しては、老朽化対策としてのストックマネジメント計画等に合わせて一体的に取り組み、効率的な再整備を目指します。施設規模の最適化、施設配置や施設ネットワークの再編等を目的とした、下水道施設の再構築について検討を進め、効率的な事業の実施を目指します。</p> <p>下水道施設の再構築とあわせ、対策が必要な地区では、浸水対策施設の新設・増設等も検討します。</p>
長期プラン計画期間内（令和15年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・辻堂浄化センター（沈砂池ポンプ棟） ・浜見山ポンプ場 ・浸水対策施設の新設・増設
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	<p>耐震対策事業対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辻堂浄化センター ・大清水浄化センター ・南部処理区ポンプ場 ・東部処理区ポンプ場 <p>*再整備を実施する各施設については、各機能を停止することがないように、段階的に整備します。</p>
次期長期プラン計画期間内（令和35年度まで）に事業の実施を想定している施設	
新築・改築等の検討が必要な施設	<p>今後は施設の再構築について検討を行い、対象施設を選定します。</p>
大規模改修の検討が必要な施設 (大規模な設備更新を含む)	<p>今後は施設の再構築について検討を行い、対象施設を選定します。</p>